

## 令和2年度社会福祉施設等整備方針

・ 長寿介護課所管施設	1
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、養護老人ホーム	
・ 地域福祉課所管施設	5
救護施設	
・ 少子化対策課所管施設	7
児童館、放課後児童クラブ室、病児保育施設	
・ 子育て支援課所管施設	11
児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター、母子生活支援施設 委託一時保護専用ユニット	
・ 障がい福祉課所管施設	13
障がい福祉サービス事業所等	

令和2年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・第7期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえて、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりをふまえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- ・県補助を受けずに、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	令和2年度整備方針
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに令和2年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,938	2,872	2,945	592	9,347	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
第7期介護保険事業支援計画に基づく 令和元年度整備計画数（A）	60	90	70	0	220	
令和元年度整備予定数（ショートステイの転換含む。） （B）	60	80	40	0	180	
令和2年度への持越分（C）=（A）-（B）	0	10	30	0	40	
第7期介護保険事業支援計画に基づく 令和2年度整備計画数（D）	40	130	80	0	250	
令和2年度整備可能数（C）+（D）	40	140	110	0	290	
（うち従来型施設整備可能数）	（10）	（40）	（30）	（0）	（80）	

施設種別	圏域	課題	令和2年度整備方針				
介護老人 保健施設	圏域別	1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに令和2年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。 * 増築による整備については、県補助の対象外とする。				
現状と整備可能数（単位：人分）							
		北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数		2,575	1,783	2,064	358	6,780	
第7期介護保険事業支援計画に基づく 令和元年度整備計画数 (A)		60	0	90	0	150	
令和元年度整備予定数 (B)		0	0	0	0	0	
令和2年度への持越分 (C) = (A) - (B)		60	0	90	0	150	
第7期介護保険事業支援計画に基づく 令和2年度整備計画数 (D)		30	0	40	20	90	
令和2年度整備可能数 (C) + (D)		90	0	130	20	240	
(うち従来型施設整備可能数)		(40)	(0)	(60)	(10)	(110)	
養護老人 ホーム	-	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改修又は改築による整備を進める。				

### 3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表)老人福祉圏域

平成31年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町



令和2年度社会福祉施設等整備方針（地域福祉課所管施設）

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）の新規施設整備については、原則として行わない。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針
救護施設	全県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内 3か所</li> <li>・定員 計260名</li> <li>(平成31年4月1日現在)</li> </ul>	—	入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。



令和2年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課子どもの育ち・家庭応援班所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・耐震化対策や老朽化に対する大規模修繕等を推進するとともに、防犯対策の強化を図る。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館 小型児童館 29館 児童センター 14館 計 44館 （12市6町） （令和元年5月1日現在）	1 耐震化対策等がなされていない児童館について、対策が必要である。 2 児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 3 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を市町が受けることを条件として、市町や社会福祉法人が行う事業に関して、市町に対して補助を行うことにより、児童館の整備を行う。  優先度の高いものから1、2、3、4の順とするが、4については、緊急性や必要性を総合的に判断し優先順位を決定することとする。  さらに、各項目については、放課後児童クラブ室を設置している児童館や設置を行う児童館を優先する。  1 既存の児童館の大規模修繕のうち、耐震改修工事等を含むもの



施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針
				2 既存の児童館の防犯対策強化のうち、ブロック塀の改修及び撤去新設に係るもの 3 児童館のない市町における新たな児童館の創設 4 児童館のある市町における新たな児童館の創設 既存の児童館を拡張・改築する整備 その他大規模修繕等の整備

令和2年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課保育サービス・幼保連携班所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	放課後児童クラブ数 386か所 (平成30年5月1日現在)  ※令和元年5月1日現在の 数値については、現在調査中 です。	1 小学校児童についての保育 需要があるにも関わらず、 放課後児童クラブが存在し ない地域がある。 2 実施施設の中には、老朽 化の進んでいるものもある。	「放課後児童クラブ運営指針」による、支援の単位あたりおおむね40人以下の整備を推進することとし、放課後子ども総合プランにおける市町の運営委員会等の調整を経た次の整備（創設・改築）を行う。 なお、当該整備にあたっては、市町の福祉部局と教育委員会の連携を密にして取り組むこととする。  優先度の高いものから1、2、3、4、5、6の順とする。 1 小学校の統廃合による整備 または、借家等で実施しているが使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備 4 既存の放課後児童クラブ施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備 5 放課後子ども総合プランの推進のため、放課後子ども教室と一体となって実施するための整備 6 1から5の理由以外での整備

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針
病児保育施設	全県	病児保育施設数 16か所 (令和元年5月1日現在)	子育て家庭の病児保育に係る需要があるにも関わらず、病児保育施設が存在しない又は不十分な地域がある。	<p>国の子ども・子育て支援交付金により交付を受けることを条件として、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備する際に必要な経費について、市町に対して補助を行うことで、病児保育の推進を図る。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現在病児保育事業で使用している建物が使用不能になる場合の整備</li> <li>2 地震対策あるいは津波対策等のための整備</li> <li>3 病児保育施設未設置市町における整備</li> <li>4 既存の病児保育施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備</li> <li>5 1から4の理由以外での整備</li> </ol>

令和2年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課所管施設）

課名〔子育て支援課〕

1 整備方針策定の考え方

平成26年度に策定した三重県家庭的養護推進計画に基づき、社会的養護を必要とする子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができる環境の整備をめざして、本体施設のオールユニット化やグループホームの設置、地域支援の充実を図るための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 12施設 公立 0施設 民間 12施設 (平成31年4月1日現在)	1 施設における小規模ケア化・地域分散化の推進が求められている。 2 昭和40～50年代前半にかけて鉄筋化等の整備をした施設の老朽化が進んでいる。	優先度の高いものから1, 2の順とする。 1 小規模ケア化・地域分散化 施設の新設・改築にあたっては、小規模ケア化・地域分散化するための整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造とする施設整備を優先する。 特に、地域分散化については、東紀州地域や施設のない地域に整備するものを優先する。 2 老朽化による増改築修繕 平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。
乳児院	全県	施設数 3施設 公立 0施設 民間 3施設 (平成31年4月1日現在)		
児童家庭支援センター	全県	施設数 5施設 公立 0施設 民間 5施設 (平成31年4月1日現在)	児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。	児童相談所単位での設置を進めることとし、児童家庭支援センター未設置管内での整備を優先する。

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針												
母子生活支援施設	全県	施設数 5施設 公立 2施設 民間 3施設 (平成31年4月1日現在)	1 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。 2 DV被害者の利用が増加しているため、対応が必要である。	優先度の高いものから1、2の順とする。 1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。 2 DV被害者への対応 入居者の安全性を確保するため、施設や居室のセキュリティやプライバシーの強化を図る施設整備を優先する。												
委託一時保護専用ユニット（乳児院、児童養護施設）	全県	施設数 3施設 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>乳児院</td> <td>児童養護施設</td> </tr> <tr> <td>公立</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table> (平成31年4月1日現在)		乳児院	児童養護施設	公立	0	0	民間	1	2	計	1	2	県児童相談所一時保護所の入所率が高いことなどにより、児童の適切なケアの確保について課題を有しているため、地域において一定数の一時保護児童を安定的に受け入れることができる委託先の確保が必要となってきている。	児童相談所単位での設置を進めることとし、県児童相談所一時保護所のない地域及び乳児院での整備を優先する。
	乳児院	児童養護施設														
公立	0	0														
民間	1	2														
計	1	2														

## 令和2年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

### 1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2018年度～2020年度-」における障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況、緊急性や必要性を総合的に判断し整備する。
- ・ 新規整備については、地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスおよび居住系サービスの事業所を対象とする。
- ・ 障害者支援施設については新規整備を行わず、入所者等の安全確保に資する大規模修繕等を整備の対象とする。

### 2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。</li> <li>2 障害福祉サービスの種類または障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。</li> <li>3 相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点機能を有する事業所ならびに障がい児支援の中核となる機能を有する事業所の設置が進んでいない。</li> <li>4 建物の防災・防犯対策に取り組む必要がある。</li> </ol>	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金の交付対象となる日中活動系サービス事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新規整備                     <p>優先度の高いものから（１）、（２）の順とする。（１）において同順位の場合には、（２）も満たす整備を優先し、緊急性や必要性を考慮して優先順位をつける。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（１） みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、日中活動系サービス事業所が不足する圏域の整備</li> <li>（２） ・地域生活支援拠点機能または障がい児支援の中核となる機能を有する事業所 ・短期入所を併設する事業所</li> </ol> </li> <li>2 既存建物の大規模修繕等                     <p>防犯カメラの設置等の防犯対策について、緊急性や必要性を考慮して優先順位をつける。</p> </li> </ol>

施設種別	圏域	現状	課題	令和2年度整備方針
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。</li> <li>2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。</li> <li>3 障がいが重度であっても、地域で安心して生活できる場所の確保が求められている。</li> <li>4 建物の防災・防犯対策に取り組む必要がある。</li> </ol>	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金および三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金の交付対象となる共同生活援助事業所の施設整備について、当該法人等に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、住宅地および住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域への設置を整備の対象とする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、以下のとおりとする。</p> <p>1 新規整備 優先度の高いものから(1)、(2)の順とする。(1)において同順位の場合には、(2)も満たす整備を優先し、緊急性や必要性を考慮して優先順位をつける。</p> <p>(1) ・みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、共同生活援助事業所が不足する圏域の整備 ・日中サービス支援型共同生活援助事業所(障がいの重度化や高齢化に対応した共同生活援助の新たな類型)</p> <p>(2) ・障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を目的に設置する事業所 ・短期入所を併設する事業所</p> <p>2 既存建物の大規模修繕等 以下の整備を対象とし、緊急性や必要性を考慮して優先順位をつける。</p> <p>・消防法施行令等の改正に伴い、設置が義務づけられたスプリンクラー等の整備 ・非常用自家発電設備等の防災対策 ・防犯カメラの設置等の防犯対策</p>

(別表1) 障害保健福祉圏域

平成31年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町



(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

種類	種類	単位	令和2年度									
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	12	33	19	35	27	24	19	4	4	177
	サービス見込量	人	453	920	550	679	613	680	459	132	139	4,625
	サービス量実績	人	422	779	517	666	542	598	418	110	132	4,184
	見込量と実績の差	人	31	141	33	13	71	82	41	22	7	441
就労移行支援	現状	事業所数	4	6	6	6	3	9	6	0	0	40
	サービス見込量	人	40	79	52	46	27	65	39	7	2	357
	サービス量実績	人	31	58	48	16	22	42	35	0	0	252
	見込量と実績の差	人	9	21	4	30	5	23	4	7	2	105
短期入所	現状	事業所数	16	16	9	19	12	11	10	1	2	96
	サービス見込量	人	117	234	140	123	173	148	101	21	20	1,077
	サービス量実績	人	114	202	120	113	102	124	97	16	15	903
	見込量と実績の差	人	3	32	20	10	71	24	4	5	5	174
児童発達支援	現状	事業所数	11	18	13	27	12	12	7	1	1	102
	サービス見込量	人	96	247	269	236	420	174	98	12	25	1,577
	サービス量実績	人	58	212	254	251	217	171	84	1	22	1,270
	見込量と実績の差	人	38	35	15	△15	203	3	14	11	3	307
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	15	12	12	29	16	10	11	4	3	112
	サービス見込量	人	184	298	159	290	231	251	235	76	63	1,787
	サービス量実績	人	174	276	143	236	176	210	207	47	59	1,528
	見込量と実績の差	人	10	22	16	54	55	41	28	29	4	259

注) 別表2については、現時点における障害保健福祉圏域のサービス見込量と実績およびサービスの提供体制について、参考にお示しするものです。

- 1 現状の事業所数は、平成31年4月1日現在
- 2 サービス見込量は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2018年度～2020年度-」における2020(令和2)年度のサービス見込量(1か月あたり)
- 3 サービス量実績は、平成30年度(平成30年4月～平成31年2月)の1か月あたりの平均
- 4 生活介護と就労移行支援の現状(事業所数)は、障害者支援施設を含む。
- 5 短期入所の現状(事業所数)は、空床利用型を除く。